

テーマ：保護者支援について考える

常磐会短期大学

教授 しめだ しんいちろう 卜田 真一郎さん

人権保育専門講座8は、4回の連続講座です。家庭支援推進保育士の方を中心に、専門性を高めたい保育関係者の方々を対象に開催しています。



この連続講座は、各回で取りあげるテーマについて、3つのステップを踏みながら、段階的に学びを深める形ですすめていきます。

ステップ1 各現場で抱えている課題を『共有』する。

ステップ2 お互いの取組を『交流』する。

ステップ3 人権保育推進のため、誰に対して、何を、どのように『発信』するのかを考える。

1 第1回の講座で出された「現場の課題」より

第1回の講座では、各現場で直面している課題について、参加者のみなさんに出し合っていました。すると、次の3点の課題がみえてきました。

- ① 子どもの人権保育をどのように進めていくのか
（特に・・・『クラス集団づくり』をどのように進めていくのか）
- ② 保護者支援をどのように進めていくのか
- ③ 保育者集団のなかで、園内の人権研修をどのように進めていくのか

今年の連続講座では、①から③の課題解決に向けて考えています。第2回では、①のことに関して『人権の視点に立った集団づくりを考える』をテーマに開催しました。ゲストスピーカーに、豊中市立西丘こども園の八木桂子さんをお招きし、視点児を中心に据えたクラス集団づくりの実践についてお話しいただきました。

第3回となる今回は、②の「保護者支援をどのように進めていくのか」について学び合いました。ゲストスピーカーとして、大阪聖和保育園事務局長の森本宮仁子さんをお招きし、「人権保育から、保護者支援を考える」と題し、豊富な保育現場経験をもとにした実践をお話しいただきました。

2 導入の話(ト田さんより)

先日、ドイツのライプツィヒという町から2人の保育者（日本で言うところの「こども園」に相当する施設の園長さんと副園長さん）が来日され、学会のシンポジウムで話をさせていただきました。

お二人が勤務される園がある地域は経済的に豊かな地域ではありません。夜に商店が閉まってシャッターを下ろすと、そのシャッターにスプレーで落書きがされているということもしばしばあるそうです。こども園に通う子どもたちのルーツは多くの国にまたがり、その子どもたちを多様な国にルーツのある職員が保育しています。そういう状況の町にあるこども園ですから、施設運営にも苦勞しているのだろうと勝手に思っていたのですが、学会のシンポジウムで見せてもらったパワーポイントからは、とてもきれいで、うらやましいと思うほどの保育環境が映し出されていました。日本と発想が違うなと思ったのが、保育室が機能別に分かれている点です。日本ではご飯を食べるところも、遊ぶところも、寝るところも同じ場所が多いのではないのでしょうか。しかしライプツィヒでは、ご飯を食べる部屋、絵を描く部屋、寝る部屋…と別々の部屋があります。それぞれが広くて、設備や用具もそろっています。今回の来日にあたり、お二人にはいくつかの保育現場を訪問していただいたのですが、ある園の保育士さんたちが、園の所在地の状況を知り、何か足りないものがあれば援助したいと申し入れをされたのですが、「足りないものはありません」というお返事でした。一つ納得したのは、決して豊かではない地域だからこそ、「子どもたちのために充実した保育環境を整えたい、そのためにお金をかけましょう」という考え方を持っているということです。

この園の保護者が抱えている課題は様々です。また、難民の子どももいます。難民の子どもの生活状況は非常に厳しく、どんな支援が必要なのかということを考える必要があります。保護者支援のための部屋があるのですが、そこには自由にコーヒーをいれて飲めるカフェがあります。そこで保護者がいろいろな話ができて、ソーシャルワーカーが園内に常駐しています。様々な相談ができたり、保護者どうしが話せたり、ゆったりくつろぐこともできます。子どもたちの中にもストレスフルな生活をしている子どもがいるため、子どもが園内でゆっくりとくつろげるように、ウォーターベッドがある保育室もあります。時には、多岐にわたる対応から、常にストレスを抱えがちな保育士も休憩されているようです。驚くほど設備が充実しているのですが、逆に言えば、それほど厳しい生活状況にあるという証拠でもあります。

そのお二人をいろいろな園に案内するなかで話題になったのが、保護者をどう支援するか、また、保護者どうしをどうつないでいくかということでした。直面している地域の状況によって、それぞれの園での保護者支援のあり方はちがってきます。そういった点もふまえて、森本宮仁子さんから“人権の視点からの保護者支援のあり方を考える”というテーマでお話を伺います。



3 もりもとく に こ 森本宮仁子さんのお話から

テーマ 「人権保育から、保護者支援を考える」

【森本宮仁子さんの紹介】

2年前まで大阪聖和保育園の園長として勤務されていましたが、2016年度からは、事務局長という立場で現在も保育の現場でご活躍されています。

森本さんは2011年度の所長・園長研修会で講演をしていただいたことがあり、その内容は『2011 講演集録』に掲載されています。



(1) 人間形成の基礎を培う「人権保育」

- 「人権」…誰もが生まれながらにもっている幸せに生きるための基本的な権利
- 「保育」…人間形成の基礎を培う営み

※「培う」…草木の根に土をかけて育てること

なぜ「培う」という言葉を使うのかと言うと、子どもの成長を樹木の成長に例えることで、「保育」の仕事内容を理解しやすくなるからです。



- ①根っこは土の中で育つので、その育ちを見て確認することは難しく、また、健全に成長させるためには根っこを掘り返すこともできません。
- ②根っこの育ちは多様で同じ育ちのものはありません。
- ③樹木は土の中で守られて、自分から伸びていくものです。「伸びなさい」と言われなくても、自分から伸びていきます。
- ④根っこが十分に育ち、土の中に根が張り巡らされてこそ、その木全体が安定して大きく育っていきます。

このような仕事をするのが「保育」です。「人権」と「保育」という言葉の定義を組み合わせると、「人権保育」とは「誰もが生まれながらにもっている幸せに生きるための基本的な権利を保障するために、人間形成の基礎を培う営み」という意味になります。

私は、「『子ども』として生きさせること」を保障する保育ができていないかどうかを常に自分に問う必要があると思っています。「急いで『おとなしく』させるようなことをしていませんよね」ということです。「おとなしくしなさい」というのは、「『おとならしく』しなさい」ということです。本来落ち着きがなく、うるさくて、きちんとできないのが子どもであり、おとなとは違う存在なのです。その子どもが「子ども時代に『子ども』として生きること、自分自身として実現

していく」のだと思っています。「自分自身」というのは一人ひとり違うし、「自分自身の実現」は目には見えないものです。

「保護者支援」というテーマを考えるうえで、改めて「保育所保育指針」（2017年告示版）にみられる「保護者支援」を確認します。指針にはこのように書かれています。

第1章 総則

1 保育所保育に関する基本原則

(1) 保育所の役割

- ア. …子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進すること…
- イ. …家庭との緊密な連携のもとに…
- ウ. …入所する子どもの保護者の支援及び…
- エ. …子どもの保護者に対する保育に関する指導を行うものであり、…

つまり、「子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進する」ために、“家庭や保護者と連携する必要がある”と書かれているわけです。「保育」と「保護者支援」は別物とする考え方があるかもしれませんが、指針からはそうではないとわかります。さらに、保育所の社会的役割として

(5) 保育所の社会的責任

- ア. 保育所は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならない。
- ウ. 保護者の苦情などに対し、その解決を図るよう努めなければならない。

とも書かれています。

また、「児童福祉法」の第18条の4には、

保育士とは・・・専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に関する指導を行うものを業とする者をいう。

と定義されています。保育所保育指針や児童福祉法からは、保護者支援の必要性が明らかになっています。

(2) 「保護者」・「家族」とのかかわりについて考える

ワーク① … 家族はどれ？

<進め方>

10枚の絵（人や動物が描いてある絵）を見てもらい、家族だと思う絵と家族だと思わない絵に分け、それぞれの理由を考える。各自で考えた後、小グループで交流する。



このワークを行う目的は、「自分の価値観と相手の価値観は違う」ということを確認することにあります。私たち保育者は、自分の価値観で保護者を見てしまいがちではないでしょうか。

私の友人にトランスジェンダーの方がいて、男性として生まれてきたけど性自認は女性という人がいます。いわゆる結婚適齢期に女性と結婚子どもに恵まれましたが、かなり年月が経ってから、やはり自身の性自認である「女性」として生きたいと、お連れ合いにカミングアウトしました。そして、今は女性として生きています。この方の家庭では、子どもは「ママ」と「お母さん」というふうに呼び分けているそうです。家のなかにおとなの女性が二人いる状態です。

他にもレズビアンのカップル、ゲイのカップルなど、いろいろな形の家族があります。家族のあり方は様々だということです。保護者と接するとき、「自分の価値観で決めつけた見方をしていないか」常に自らに問うてみる必要があります。

ワーク②（保護者への返答を考えてみよう）

保育園への登園が毎日遅い子どもの保護者が、ある日登園してくるなり、こんな話をしました。

「うちの子ども（3歳児）、朝起こしても起きないんですよ。私は仕事に行かなきゃならないのに。起きるのが遅いから、朝ごはんを食べる時間もないし。服を着替えさせて、登園させるだけというので精いっぱい。毎日、朝は戦争なんですよ」

このような保護者の言葉にどう返答するかを考えて、ワークシートに書きました。それをもとに、保護者役と保育者役に分かれ、ロールプレイをしました。

登降園（所）時などに保育者が保護者と話をするとき陥りやすい5つのパターンがあります。上記のワーク②の事例にあてはめてみると…

「追い込み」型	「朝起きるのが遅い子の大半は、夜寝るのが遅いからですよ。何時に寝ていますか？」「園では朝いろいろな体験をするので、登園が遅いと体験不足になってしまいます。もうちょっと頑張ってみて起こしてくれますか？」…遅れてくるのは悪いと感じている保護者を追い込むような言葉がけをしている。
「泣き面にハチ」型	「どんな起こし方されてます？起こしても起きないと仰いますけど、口だけで終わっているんじゃない？」「子どもの生活リズムを大事に考えるんだったら、まずはお母さんのリズムを考え直してね」…保護者の生活リズムにまで意見を言う。
「気もちの否定」型	「本気で起きてほしいと思ってます？本気なんだったら、ビシッといきましょ。本気で起こしたら、起きてくれますよ」…本気で起こしていないと決めつけている。疑いの気もちをもって接している。
「安易な保障」型	「今日は遅かったんやね。大丈夫、大丈夫。まだ3歳やもん」「ちゃんと起きて行こうと思うようになったら、起きられるようになりますよ」…近い将来できるようになるだろうと根拠のない言葉をかけている。
「気休め」型	「この間の遠足のときは起きれてたやん。だからOKよ」「気にしない、気にしない。たまには起きれない日があってもいいのよ」…単に保護者の不安を取り除くために無責任な言葉をかけている。

私たち保育者には、それまでの保育経験や、自身の生活経験の積み重ねによる「傾向」があるのではないのでしょうか。まずは自分も持っている「傾向」を知っておくことが大事です。そうすれば、保護者とのやりとりを後から振り返ることができるからです。この話を別の機会でしたと

きに、ある保育士さんが「私はすぐに『大丈夫、大丈夫』と言ってしまっています。『大丈夫』と言わないように気をつけます」と話してくれました。

(3) 相談・援助の基本

相談や援助は「バイステックの7原則」(*)にもとづいて行うことを基本とし、下記の7点に留意しましょう。

(*)「バイステックの7原則」：アメリカの社会福祉学者 フェリックス・P・バイステックが1957年に著書で記したケースワークの原則

- 1 個別化**…(ワーク②の例で言うと)「朝起きないんです」という言葉の真意は人それぞれで、決めつけてはいけません。
- 2 受容**…言葉(出来事)を受けとめず、気持ちを受けとめることが大切です。
- 3 意図的な感情表出**…保護者が抱えている感情は抑え込ませず、出させる方がいいのです。泣きたいのなら、泣いてもらうことが大事です。
- 4 統制された情緒的関与**…相手(保護者)には感情を表に出してもらいますが、こちら(保育者)はその感情に飲み込まれないようにしましょう。
- 5 非審判的態度**…保育者が善悪を審判しないようにします。「困ったら、またいつでも来てね」というメッセージを伝えるにとどめましょう。
- 6 利用者の自己決定**…相談しに来た人が自分で決定します。人は人を変えることはできません。保護者が“自分で解決する”のを待つというのが私たち保育者の役割です。
- 7 秘密保持**…プライバシー、個人情報絶対漏らしてはいけません。但し、「子どもの最善の利益」のためには、守秘義務を外してもよいのです。必要なところには必要な情報を提供すべきです。

(4) 傾聴(=カール・ロジャースのカウンセリングの技法)について

カウンセリングとは、「人がより良く生きるためのサポート」であり、「聴く」「受けとめる」を積極的に行うコミュニケーションの技法です。保護者とのやりとりにはカウンセリングの技法をうまく取り入れることが大切です。



「きく」には3つのきき方(右記)がありますが、
カウンセリングで用いるのは「聴く」です。

聴く側の留意点として、まずは「あなたの言うことを聴いています」「あなたのことを知りたいのです」という態度を示すことが大切です。そのうえで、

こちらが話すのではなく、相手の「言葉」を優先します。ですから、相手が話してくれるような質問を投げかけることが大切です。また、うなずきながら聴いたり、相手の言葉を繰り返したり[例：～が遅いからなんやね]、時には相手の気持ちを代弁する[例：～に腹が立っていたんやね]ことも効果的です。保護者との会話のなかで相手の言葉を整理し、まとめる(要約する)ことで、相手が一番伝えたいことがはっきりすることもあります。

保護者と話をするときには、“相手をかけがえのない独自の存在なのだ”と意識できるかどうか、さらには“自分が望むあり方を押しつけない”ことが大前提なのです。例えば、ワーク②の事例で言えば、「夜早く寝かせたら、朝来られるでしょ」という考えを押しつけないようにしなければなりません。「うちの子はなかなか起きられない」と保護者が言うてくるということは、すでに“朝起きないのは良くない”とわかっているからです。言動から保護者の気持ちを感じ取ること、保護者への言葉がけは変わっていきます。そして、“保護者は自分自身で解決できるだろう”と、相手の力を信じることも大切なのです。

また、保護者の言葉に共感にしても、同調するわけではありません。保護者の言葉に対して、「わかる、わかる」と簡単に相づちを打たない方がいいです。他者の気持ちは、実際にはわからないことが多いからです。相手の気持ちは自分の気持ちと同じではありません。ですから、「今あなたはそう思っているのね」と受けとめることです。

ここで大事なのは、相手が発する言葉から“保護者の気持ちをとらえる”ということです。たとえば、

「朝遅いのは良くないとわかっているから、どうすればいいのかわからずに困っているのかな」

「このままではダメだと思って不安になっているのかな」

「子どもに良い影響を与えないとわかっているから心配なのかな」

「自分が悪いとわかってはいるけど、なかなか変えることができないと悩んでいるのかな」



など、“保護者の心の揺れ”を会話のなかから見抜く必要があります。

さらに、保護者が“自分で解決策を考えだして実行する”のを待つ姿勢が保育者に求められますが、そのためには、“解決策を考えだすことができるように「聴く」”(=アクティブ・リスニング[active listening])必要があります。その手法で会話をしているうちに、保護者は自分の気持ちに気づきます。自分のなかで何が起きているのか整理できると、安心したり気持ちが楽になったりします。気持ちが楽になると、話し相手を信頼してくれるようになります。信頼関係が生まれると、困ったときにまた相談してくれます。とりわけ、「自分にOKを出してくれる人がいる」「自分のことを受けとめてくれる人がいる」と保護者が感じられることに意義があるのです。そのようなかわり方をするのが、人権保育の視点からみた保護者支援なのではないでしょうか。

●3つの「きく」

「聞く」…音を聞く。声を聞く。

「訊く」…問いただす、尋ねる。

「聴く」…相手の言うことに耳を傾ける。

(5) 保育者の役割と子どもへのまなざし

保育の鉄則は、「子どもの最善の利益」と「福祉の増進」です。私たち保育者は“カウンセラー”ではありません。あくまでも“カウンセリングの技法”を用いるだけです。また、子どものために保護者支援を行うのであって、保護者のために保育があるわけではないのです。その点を間違えないように気をつける必要があります。そのうえで、カウンセリングの技法を使うことで、保護者へのまなざしが変わります。課題のある保護者のことを「変えなければいけない人」とか「ダメな親」などととらえるのではなく、「この人も一人の親であって、悩みを抱えているのだろう」という見方ができるようになるのです。

また、このことに関連して、“子どもに対してだけでなく、保護者に対しても「価値愛」を求めているか”ということを確認し合いたいと思います。

☆「価値愛」と「他者実現愛」

「価値愛」とは？ … 自分にとって価値のあるものを愛すること

⇒(例)「かわいいから」「正直だから」「言うことをよく聞くから」「元気に遊ぶから」この子はいい子だとみなすこと

「他者実現愛」とは？ … すべての子どもを人として尊重すること

⇒何か問題を起こしてしまう子どもがいたら、「なぜ起こしてしまうのか」と考え、「そうさせる原因が生活背景にあるのだろう」というとらえ方をすること

私たちが「価値愛」のレベルでいると、保護者に対しても、「毎朝子どもをちゃんと起こして早く登園させる保護者は良い親」「遅い時間にしか登園させられない保護者は悪い親」という見方をし、保護者を分けてしまいます。そうして私たちが勝手に“良い保護者”“悪い保護者”をつくり出してしまうことになります。そうではなくて、子どもに対して「他者実現愛」でかかわることは言うまでもなく、保護者に対しても「他者実現愛」のまなざしが必要なのです。

もう一つ、自分に問い直してほしいことは、“親子を一对の関係としてみていないか”ということです。「親があんなふうだから、子どもがこうなってしまう」などととらえていないでしょうか。同じ生活環境でくらしていますから、同じような価値観をもつことはあるでしょう。でも、親と子どもは人としては別の存在なのだのとらえることが重要です。

このようなかかわりのなかで、子ども理解や保護者理解を深めていき、そのことが保育の改善や対応の変化をもたらします。先ほど述べた「バイステックの7原則」を実践することで、信頼関係が深まると言われています。保護者とのかかわりにおいて、対応を変えるべきなのは私たち保育者です。私たちの対応が変われば、保護者も変わっていきます。そして、信頼関係の深まりこそが、保育の質の向上につながると私は思うのです。



～人権保育推進のための「次の一歩」を考える（未来への種まきワーク）～

本日の講座の内容を受けて、人権保育を推進するために一人ひとりが「発信(次の一歩)」としてやってみようと思うことを書いていただきました。

- ・常に「子どもの最善の利益」を考えて保育する。
- ・自分の価値観を押しつけない。
- ・陥りやすい5つのパターンで反省。カウンセラーではないけれども、心理的なことをもっと勉強できたらと思った。
- ・親子を一对の関係とみている自分がいたかも。改善を心がけよう。
- ・気持ちを受けとめよう、共感しようと思っていたが、私の決めつけで「こういうことだろう」と思っていた。
- ・先生のお話がとてもわかりやすく、自分の園の子どもや保護者と重ね合わせながら、私ならどうやるかなと考えた。先生に教えていただいたこと、経験を重ねてよりよい保育、保護者支援ができるようにしていきたい。
- ・保護者支援は、子どものために保護者を支援していく。「バイステックの7原則」を考えていきたい。
- ・相手の態度を変えようとするのではなく、変わるのは自分。子どもに対しても親に対しても。



～参加者アンケートより～

- わかりやすくお話をしてくださったので、自分の保育を見直しながら聴くことができました。子どものためにといいながらやっていたが、親の思いに気づいていない自分に気づきました。
- 保護者対応の陥りやすい5つのパターンや、「バイステックの7原則」など、自分の対応方法について整理ができました。
- 自分の保護者への見方を考え直すことができました。保護者の言動の裏には何があるのか、どんな思いがあるのかをしっかりと理解しようとする意識が大切だと学びました。
- 「人は人を変えられない」という言葉が印象的でした。まずは、私の考え方を変えてみたいと思います。
- カウンセリングの技法を使うことで、親との関係をよりよくしていくというお話から、親とのかわりが保育の質の向上にも深くつながっているのだと、よく理解できました。
- 保護者の気持ちに寄り添い、保護者を信じて、声を聴いていきたいと思いました。言葉の奥にどんな思いがあるのかをとらえていきたいと思いました。自分に向き合い直し、自分の「傾向」をとらえ直してみたいと思います。
- 「保護者の立場に立って考える」「保護者にしゃべってもらうようにする」と言われていたことが、具体的にどういったことなのかわかった気がします。すぐに保護者対応に活かしていける内容だと感じました。